

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【居宅介護支援】

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
社会福祉法人三角町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 宇土郡三角町大字波多 1756 番地	社会福祉法人三角町社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 14 日
社会福祉法人不知火町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 宇土郡不知火町大字高良 2273 番地の 1	社会福祉法人不知火町社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 14 日
社会福祉法人松橋町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 下益城郡松橋町大字豊福 1786 番地	社会福祉法人松橋町社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 14 日
社会福祉法人小川町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 下益城郡小川町大字江頭 33 番地	社会福祉法人小川町社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 14 日
社会福祉法人豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 下益城郡豊野町大字糸石 2938 番地	社会福祉法人豊野町社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 14 日
社会福祉法人鹿本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所 鹿本郡鹿本町大字 962 番地の 2	社会福祉法人鹿本町社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 14 日
社会福祉法人鹿北町社会福祉協議会鹿北町居宅介護支援事業所 鹿本郡鹿北町大字岩野 5490 番地の 1	社会福祉法人鹿北町社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 14 日
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会居宅介護事業所 山鹿市大字中 578 番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 14 日
社会福祉法人鹿央町社会福祉協議会指定居宅介護支援介護事業所 鹿本郡鹿北町大字合里 1608 番地	社会福祉法人鹿央町社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 14 日
社会福祉法人菊鹿町社会福祉協議会菊鹿町居宅介護支援事業所 鹿本郡菊鹿町下永野 650 番地	社会福祉法人菊鹿町社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 14 日

熊本県告示第 330 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ニコニコハウス 玉名郡天水町小天 6638 番地	社会福祉法人天水福祉事業会	平成 17 年 2 月 25 日

熊本県告示第 331 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
おおうらさんち尾ノ上の森 熊本市尾ノ上四丁目11番83号	医療法人社団大浦会	平成17年3月1日

熊本県告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
すまいるデイサービス 菊池郡西合志町須屋760番地1	有限会社すまいる	平成17年3月2日

熊本県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスつくしの里 菊池郡西合志町御代志24番地1	有限会社つくしの里	平成17年3月2日

公 告

熊本県公告第204号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市武蔵ヶ丘二丁目25番6号
- 2 築造者の氏名 橋本伍一
- 3 道路の位置 阿蘇市内牧字中番出1310番2及び同1310番4
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 100.88メートル
- 6 指定年月日 平成17年2月21日
- 7 指定番号 阿蘇企調第9号

熊本県公告第205号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 山鹿市方保田2343
- 2 築造者の氏名 野田房夫
- 3 道路の位置 山鹿市方保田字日出2346番5、同字木の下2352番5及び同2355番2の一部
- 4 道路の幅員 6.02メートル
- 5 道路の延長 25.83メートル
- 6 指定年月日 平成17年2月23日
- 7 指定番号 鹿本企調第32号

熊本県公告第206号

認知症高齢者グループホーム外部評価機関を次のとおり募集する。

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の外部評価の目的
 - (1) グループホームが提供しているサービスについて、自己評価と外部評価の結果を踏まえて総合的な評価を行うことによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図る。
 - (2) 評価の結果を公開し、今後利用しようとする者がよりよい事業者を選択するための情報提供を推進する。
- 2 認知症高齢者グループホーム外部評価機関（以下「評価機関」という。）が行う業務の概要等
 - (1) 評価の対象（評価を受けるグループホーム）
介護保険法に定める居宅サービス事業者として、県による「認知症高齢者共同生活介護」の指定を受けているグループホームとする。
 - (2) 評価結果の公開
評価結果は、県民が介護サービスを選択し、安心して利用を継続していくために必要な情報として活用されるよう、インターネット等を利用し広く公開する。
 - (3) 業務の概要
 - ア 調査
 - (ア) 書面調査
 - (イ) 訪問調査
 - (ウ) 利用者評価（利用者・家族アンケート）
 - イ 評価結果の通知
 - ウ 評価結果の社会福祉・医療事業団が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」への掲載
- 3 評価機関の要件
 - (1) 法人であること。
 - (2) 評価を適切に行う能力を有する評価調査員を、必要数確保していること。
 - (3) 認知症介護に関する学識経験者、グループホーム事業者、認知症高齢者の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。
 - (4) 評価結果を、WAM NET に掲載して公表すること。
 - (5) 必要な規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。
 - (6) 公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況があるなど、当該法人に外部評価を行わせることが不相当と認める事由がないこと。
- 4 評価機関の申込み
 - (1) 申込方法
次の書類を提出すること。
 - ア 評価機関選定申込書
 - イ 法人の定款、寄附行為等及び法人登記事項証明書
 - ウ 評価調査員名簿又は今後の養成に係る計画書
 - エ 評価調査員の養成研修の内容を明らかにした文書
 - オ 評価審査委員会の委員名簿及び各委員の就任承諾書
 - カ 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書
 - キ 評価手数料及びその算定根拠
 - ク 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
 - ケ 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - コ その他必要と認める書類
 - (2) 申込期間
平成 17 年 3 月 14 日（月）から平成 17 年 3 月 25 日（金）まで
 - (3) 申込書等の提出先
〒 862-8570
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県健康福祉部介護保険課 介護サービス班
電話 096-383-1111 内線 7097・7096
- 5 選定
 - (1) 選定方法
県において、提出された書類を審査し、当該法人が要件を充たすと認められるときは、評価機関として選定する。
 - (2) 選定期間
平成 17 年 3 月下旬（予定）
 - (3) 通知
選定した評価機関に、評価機関選定書を交付する。
 - (4) 試行
選定した評価機関は、円滑な外部評価の実施のため、正式に業務を実施する前に訪問調査等を施行すること。
- 6 その他
申込みに関する詳細や疑義については、県に問い合わせること。
【問い合わせ先】